



今月の表紙

10月26日・27日、信州ブレイブウォリアーズは、ホーム・ことぶきアリーナ千曲で群馬クレインサンダーズと対戦。バスケットを通じて元気になってもらいたいとの思いから、市内で浸水被害を受けた方々を無料で招待。試合は2連勝し、B2中地区の首位に浮上しました。

今月の主な紙面

台風19号により市内各地で大きな被害 ……2～5
ご存じですか？毎年12月3日から9日は障害者週間 ……6～7
除雪作業にご協力を ……8
年末年始のごみ収集・し尿くみ取り・葛尾組合の業務案内 ……9



更埴文化会館はインナーコリドールからの浸水で地下が水没（10月12日撮影）



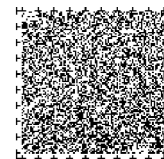
杭瀬下付近の様子（10月13日撮影）



冠水した萬葉の里スポーツエリア（10月28日撮影）



旧名月荘跡地に集められた大量の災害ごみ（11月6日撮影）



▲市役所東側（都市計画道路千曲線）の様子（10月13日撮影）

台風19号により 市内各地で大きな被害

千曲川の水位が上昇し 各地で浸水被害が発生

10月12日から13日にかけて本市を台風19号が襲いました。千曲城消防本部に設置された雨量計では195^ミ（12日の24時間雨量）を観測。市内や上流部での大雨の影響で千曲川の水位が上昇し、12日午後9時50分には杭瀬下水位観測所で、氾濫危険水位5^ミを大きく上回る6^ミ40^セに達しました。昭和34年8月に観測したこれまでの最高水位5^ミ20^セを上回りました。

高年齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令。午後5時57分には、避難指示（警戒レベル4）を発令し、自主避難所を含め、市内29か所の避難所に、最大4840人が避難しました。災害対策本部は、11月12日に解散しましたが、復旧・復興に向けて尽力していきます。

多くの方々からの支援

姉妹都市をはじめ、他の自治体、市民の皆さまのほか、企業や各種団体、多くの関係機関などから人的・物的な支援をいただいています。

また、千曲市社会福祉協議会では、10月15日に千曲市社協災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの受け入れを開始しました。

11月19日現在、延べ1221人がボランティアに参加していただいています。多くの皆様から温かい支援をいただき、本当にありがとうございます。

台風19号に伴う市の対応

市では、台風の接近に伴い、12日午前11時23分に災害対策本部を設置しました。午後3時40分に、避難準備・

台風19号に伴う主な被害など（11月15日現在）

■住家被害

全壊 1世帯
半壊 3世帯
一部損壊 615世帯
全壊・半壊・一部損壊以外 1,058世帯
住家被害合計 1,677世帯

■道路・河川など

国道の被害 1路線（法面崩落）
市道の被害 16路線（法面崩落、路面洗堀など）
林道の被害 13路線（倒木、落石など）
河川の被害 8件（法面崩落、土砂堆積など）

■農業生産物

被害面積 32.6ha
被害金額 約1,861万円

■農業用施設

57か所（田、畑、農道など）

■公共施設など

子育て支援施設 6か所（ほぼ水没、雨漏りなど）
小中学校 7校（屋根損傷、雨漏りなど）
文化・観光施設 7件（床上浸水、屋根損傷など）
公園・体育施設など 19件（冠水、倒木など）
文化財など 9件（床下浸水、屋根損傷など）
福祉関連施設 9件（床上浸水、雨漏りなど）
市営住宅 団地 20戸、集会場 1戸（床下浸水）

*その他の被害や詳細は、市ホームページをご覧ください。

台風 19 号災害に伴う掲示板

本ページに掲載されていない支援制度や相談窓口などは、本紙 11 月号 2、3 ページ及び市ホームページをご覧ください。

水道料金・下水道使用料の減免

台風19号で住家が浸水により被害を受けた人の水道料金及び下水道使用料を減免します。

被災宅に係る減免

■減免額・期間
全額免除・県営住宅等に入居している期間（入居の日から最大1年間）

共通事項

- 対象者 住家が浸水により被害を受け、罹災証明書が発行された人
- 減免額 ○床上浸水の場合 令和元年10月、11月使用分を全額免除
- 床下浸水の場合 令和元年10月使用分から最大8立方メートル相当額までを減免
- *基本料金のみ場合は、減免されません。

避難先宅に係る減免

- 対象者 住家が浸水などにより被害を受け、罹災証明書が発行され、県営住宅等に避難した人
- *県営住宅等とは、県営住宅、県職員宿舎、市営住宅、県教職員住宅、借上型応急仮設住宅のことです。

- 持ち物 罹災証明書、印鑑
- 申請先 上下水道課
- 問い合わせ先 ○市営水道 上下水道課（内線 3241）
- 県営水道
- 【更埴地域】 川中島水道管理事務所（TEL026128411700）
- 【戸倉上山田地域】 上田水道管理事務所（TEL026812212110）
- 下水道 上下水道課（内線 3234）

災害見舞金の支給

台風19号で床上浸水の被害を受けた人への生活支援として、県と市が共同し見舞金を支給します。

1世帯当たりの支給金額

- 持ち物 世帯主名義の預金通帳の写し
- 受付期限 令和2年2月20日（木）
- 問い合わせ先 福祉課（内線 1265）

支給金額など

住家の被害の程度	県見舞金	市追加加算額	合計
床上浸水（半壊に達しないもの）	5万円	一部損壊（準半壊）5万円	15万円
		一部損壊（10%未満）5万円	5万円

証明書等交付手数料の免除・返還

- 手数料の免除 台風19号による被害で罹災（届出）証明書の交付を受けた人が、被災したことに伴う各種手続きに使用する場合に証明書等交付手数料を免除しています。
- *対象の証明書の種類・持ち物は市ホームページをご覧ください。
- 手数料の返還 すでに有料で証明書を取得された場合には手数料を返還します。確認に時間を要しますので、事前に市民課に連絡してからお越しください。

- 持ち物 罹災（届出）証明書、本人確認書類、印鑑、領収書（お持ちの人）
- 受付期限 令和2年3月31日（火）
- 問い合わせ先 市民課（内線 1216）

免許証の有効期間延長・再交付

運転免許証の有効期間延長

運転免許証の有効期間が令和2年3月31日まで延長されます。令和2年3月31日までに更新手続きをしてください。

- 対象者 台風19号で被災された人で運転免許証の有効期間の末日が、令和元年10月10日から令和2年3月30日までの人

運転免許証の再発行

- 対象者 台風19号の災害で運転免許証を紛失された人
- *台風19号による被害の場合、手数料はかかりません。
- 受付場所・連絡先 ○北信運転免許センター（長野市）・0261292123
- 東信運転免許センター（佐久市）・0267153115
- 中南信運転免許センター（塩尻市）・026315316

*受付時間は、午前8時30分～

災害義援金のお願

台風19号により被災された方々を支援するために「千曲市災害義援金」を受け付けています。皆様のご支援をお願いします。

- 受付期限 令和2年3月31日（火）
- 受付方法 ○金融機関での振込 *電話などで直接義援金の勧誘を行なうことはありません。
- *金融機関、振込方法によっては手数料がかかる場合があります。
- 直接持参する場合 会計課まで持参してください。
- 義援金の配分 千曲市災害義援金配分委員会で協議のうえ、被災された人に届けます。
- 市への災害義援金額（11月20日判明分） 2078万9744円
- 問い合わせ先 会計課（内線 1101）

金融機関名・口座番号など

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義	備考
八十二銀行	屋代	普通654820	千曲市災害義援金 (チマシカクイノキ)	八十二銀行本支店窓口からは振込手数料無料
ゆうちょ銀行・郵便局	—	00170-8-266083		郵便局窓口からは振込手数料無料
長野信用金庫	屋代	普通0447251		長野信用金庫本支店窓口からは振込手数料無料

ご存じですか？

毎年12月3日から9日は障害者週間です

■問い合わせ先 福祉課（内線1275）

毎年12月3日（国際障害者デー）から9日（障害者の日）までの一週間は「障害者週間」と定められています。

障害者週間は、地域の皆さまが広く障がいのある人の福祉に関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化などさまざまな分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。障がいのある人が利用できるさまざまなサービスを紹介し

提供しています。

○居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で入浴、排泄、食事などの介護や、洗濯、掃除などの家事援助などを行いません。

○短期入所
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設に入所し、入浴、排泄、食事などの介護を行いません。

○自立訓練
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活の維持・向上のために必要な訓練などを行いません。

○就労移行支援
一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のための必要な訓練などを行いません。

○就労継続支援
一般企業等で就労が困難な人

に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行いません。

○共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行いません。

■障害児通所支援

「児童福祉法」に基づく障害児通所支援には、障がいのある児童などを対象に、日常生活上の指導や集団生活への適応訓練などがあります。

○児童発達支援
障がいのある未就学の子どもなどを対象に、専門の支援者が苦手な行動に対する訓練や知識を教えたり、集団生活を送ることができるようトレーニングを実施したりするなどの支援を提供します。

○医療型児童発達支援

体幹や四肢が不自由であり、医療的管理下での支援などが必要である子どもなどを対象に、専門の支援者が児童発達支援および治療を提供します。

○放課後等デイサービス
障がいのある就学している子どもを対象に、専門の支援者が授業の終了後（放課後）などに生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流ができる環境を提供するなどの支援を行いません。

この他にも各種サービスがあります。利用の手続き方法など詳細は、事前に相談してください。また、市ホームページに掲載しています。

■地域生活支援拠点

障がい者・児の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応などの必要な機能を、地域の中で体制構築することです。具体的には次の5つの機能について千曲・坂城地域自立支援協議会（*）を中心に検討してきた結果、この地域においては複数の

障害者支援施設などが役割を分担して居住支援のための機能を担い、連携しながら地域の障がい者を支援していく仕組み（面的整備）として実施しています。

○相談支援の充実
障がい者・児などの専門的な相談窓口として「千曲坂城障がい者（児）基幹相談支援センター」を設置し、地域内の相談支援事業所と連携しながら、緊急時対応も含めた相談業務・サービス利用の計画作成などを進めています。

○緊急時の受け入れ・対応
地域で生活する障がい児・者の急な体調不良や、介護者または保護者の急病などの場合に備え、地域内の短期入所などにおける緊急受け入れを可能な範囲で実施しています。緊急時の対応をスムーズに行なえるように、事前に短期入所サービスの利用につながるなどの相談支援も併せて実施しています。

○地域の体制づくり
地域の障がい児・者のさまざまなニーズに対応できるサービスの提供や、それらを提供できる地域の体制整備などを地域自立支援協議会で検討・

実施しています。

○体験の機会や場の提供
医療機関などからの地域移行や親元からの自立などにあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供するため、グループホームの事業所を中心に可能な範囲で受け入れを実施しています。

○専門的人材の確保・養成
医療的ケアが必要な人や行動障がいを有する人、高齢かつ障がいのある人への対応は、専門的な対応を行なうことができる体制の確保を地域内の各事業所などで可能な範囲で対応しています。また、そのような支援を行なえる専門的な人材の養成を行なう機能は、地域自立支援協議会で研修会、講習会を実施しています。

地域生活支援拠点などの体制を充実していくために、今後も引き続き検証・検討を重ねていきます。

*千曲・坂城地域自立支援協議会（地域自立支援協議会）
障がいのある人の地域生活を支援するために、地域内の課題について改善・解決していくた

めの協議の場。当事者団体、医療機関、福祉関係事業所、福祉団体、教育機関、行政などで構成されています。

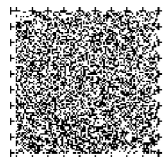
■障害者虐待の防止

障がいのある人に対する虐待は、障がいのある人の尊厳や自立、社会参加を脅かすものです。虐待を防止し、障がいのある人の権利や利益を守るためには、一人ひとりが問題を認識し、虐待のサインを見逃さないことが大切です。

虐待にあたる行為とは「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」「経済的虐待」があります。発見したら、虐待を受けたらすみやかに市（福祉課内、障がい者虐待防止センター）や警察に通報してください。相談や通報、届出をした人の秘密は守られます。

虐待行為と事例

虐待	事例
身体的虐待	障がい者の身体に暴行を加えたり、外傷を発生させられること。また、正当な理由なく身体拘束する行為のこと。
性的虐待	障がい者にわいせつな行為を強要すること、させること。
心理的虐待	著しい暴言を吐いたり、拒絶不当な差別的言動をしたりなど、障がい者に対し心理的外傷を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分すること、障がい者から不当利益を得ること。



年末年始のごみ収集・し尿くみ取り・葛尾組合の業務案内

■問い合わせ先 廃棄物対策課(内線2221)

期日	市役所 開庁日	ごみ収集				し尿 くみ取り	葛尾組合	
		可燃ごみ	ビン・缶 ・ペット ボトル	不燃ごみ ／乾電池 ・蛍光管	プラスチック 製容器包 装		ごみ焼却場 (直接搬入)	不燃物処理場 (直接搬入)
12/28 (土)	×	×	×	×	×	×	×	×
12/29 (日)	×	×	×	×	×	×	×	×
12/30 (月)	×	○ 月・木地区	×	×	×	×	×	×
12/31 (火)	×	○ 火・金地区	×	×	×	×	×	×
1/1 (水・祝)	×	×	×	×	×	×	×	×
1/2 (木)	×	×	×	×	×	×	×	×
1/3 (金)	×	×	×	×	×	×	×	×
1/4 (土)	×	×	×	×	×	定期収集 のみ	×	×

* 地区別のごみ収集日は「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

* 上記の掲載日以外は通常どおりです。

- **ホリデーステーション**
- **旧更埴庁舎人權ふれあいセン**
ター西側駐車場、旧戸倉庁舎
南側(毎月第2・4土曜日の
午前9時～10時)
- 12月14日、28日、令和2年1
月11日、25日に実施します。
- **西友上山田店駐車場(毎週土**
曜日の午後1時～2時)
- 12月は28日まで、令和2年1
月は11日から実施します。
- * 1月4日は実施しません。
- **家庭用庭木剪定枝(午後1時**
～4時)
- 12月14日(土)、21日(土)に
実施します。令和2年1月
2月は受入しません。
- **問い合わせ先** 廃棄物対策課
(内線2222)
- **不定期し尿くみ取り**
- **不定期、臨時収集の最終受付**
日 12月13日(金)
- * 受付は平日のみです。
- * 12月16日(月)以降の受付は、
年内の収集ができません。
- * 令和2年の受付は、1月6日
(月)からです。
- **申込・問い合わせ先** 千曲市
清掃組合(TEL026-1273
11894)

- **都市計画道路若宮線の**
変更案の縦覧
- 都市計画道路若宮線の変更案
を作成しましたので縦覧を行な
います。
- 変更案に対して意見がある場
合は、縦覧期間満了日までに意
見書の提出をしてください。
- **期間** 12月5日(木)～20日
(金)
- * 土・日曜日を除きます。
- **時間** 午前8時30分～午後5
時15分
- **縦覧場所**
- 長野県庁都市・まちづくり課
- 長野県千曲建設事務所整備課
- 千曲市役所都市計画課
- **意見書の提出** 縦覧場所や長
野県、千曲市のホームページ
にある意見書用紙に記入のう
え、12月20日(金)までに縦
覧場所へ持参または郵送(当
日必着)してください。
- * 意見書を提出できる人は、計
画の変更に関係する地域住民
や利害関係者です。
- **郵送・問い合わせ先** 都市計
画課(〒387-18511
千曲市杭瀬下二丁目1番地、
内線3252)



*作業中の除雪車は大変危険で
すので、近づかないでくださ
い。追い越す際は十分に注意
してください。

除雪作業にご協力を

■問い合わせ先 建設課(内線
3201)

これから雪のシーズンを迎えます。市では一定量以上の積雪時に、幹線道路を中心に朝の通勤・通学時間帯に間に合うよう除雪作業を行います。また、道路状況により凍結防止剤も散布します。生活道路や歩道などの除雪は、市民の皆さんの協力が欠かせません。安全で円滑に除雪が終わるよう、ご協力をお願いします。

敷地内の雪を道路に出さない

凍結すると交通事故の原因となります。

出入口の雪などは道路へ出さずに、道端の安全な場所に積むか敷地内へ片付けてください。

生活道路の雪かきと凍結防止剤散布

地域の生活道路や歩道などの雪かき・凍結防止剤の散布は、市民の皆さんで協力して行なってください。

凍結防止剤は区・自治会に配

10cm以上の積雪時には除雪車が出動

午前3時頃の積雪が、平地で10cm以上になると除雪車が出動します。バス路線などの幹線道路を中心に、通勤・通学時間帯に間に合うように除雪を行ないます。ただし、積雪の状況により除雪作業が追いつかず、終了時間が遅れたり、日中に作業を行なったりすることがありますので注意してください。

* 山間部などの地区で、区・自治会が除雪機を運転する場合は、除雪時間が多少異なります。

側溝・河川には雪を捨てない

下流で雪が詰まると、水が道路などにあふれ出す場合があります。

上下水道メーター周辺の除雪にご協力を

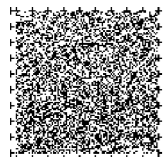
降雪により上下水道メーターボックスに積雪があると、位置がわからなかったり凍結によりボックスの蓋が開かなくなってしまう検針が行えない場合があります。

検針員が上下水道メーターの正確な検針を行なえるよう、メーターボックス周辺の除雪をお願いします。

なお、各地区の検針時期については問い合わせてください。

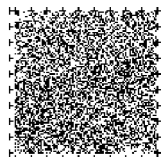
問い合わせ先

- 県営水道
- 【更埴地域】ヴェオリア・ジェエ
ネット株式会社川中島事務所
(TEL0120-971110
5)
- 【戸倉上山田地域】ヴェオリア・
ジェエネット株式会社上田事務
所(TEL0120-97111
24)
- 市営水道・下水道(自家水・
減算用私設メーター)
- 千曲市上下水道料金等お客様
センター(TEL026-1272
17556、内線3710)



音声コード ……

視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。



自己所有森林の管理はどうしていますか？ 森林経営管理制度がスタート

現在、木材価格の低迷や林業の担い手不足、森林への関心の低下など、さまざまな理由により、手入れが進んでいない森林が市内に多く見られます。このような森林について、温室効果ガスの削減や災害防止、国産材の利用促進、林業の振興を図ることを目的として、森林整備を阻害している要因を取り除いて整備を進めていく、「森林経営管理制度」が始まりました。

森林経営管理制度の概要

平成31年4月から森林経営管理法が施行され、①森林所有者は、所有森林を適切に経営管理しなければならないこと②市町村は、森林の経営管理が円滑に行なわれるよう必要な措置を講ずることが明記されました。

この森林経営管理法に基づき、森林経営管理制度がスタートしました。

本制度が対象としている森林は、市や個人・集落などの団体が所有している人工林です。

森林経営管理法に定められているように、所有している森林は所有者が責任を持って管理しなければなりません。

千曲市では、経営管理がなされていない森林を抽出し、アン

ケート調査や境界の明確化、意向調査や説明会などを行なうことで、森林所有者の意向も踏まえ、た整備計画を策定し、中長期的な森林の経営管理がなされるよう措置を講じます。



▶林業産業化のサイクル図

千曲市の森林の現状

千曲市の森林面積は6918㏎で、市の総面積の約6割を占めています。

保安林を除く人工林(*)は約2800㏎あり、その半分程度が森林経営管理制度の対象となる森林とされます。

カラマツ・アカマツ・スギが多く、50年を超えた樹木が8割ほどになっていますが、傾斜や木材搬出経路など、地理的・立地的な要因により森林整備が進まない箇所が見られます。

*保安林とは、水源保全や災害防止のために県で管理する森林

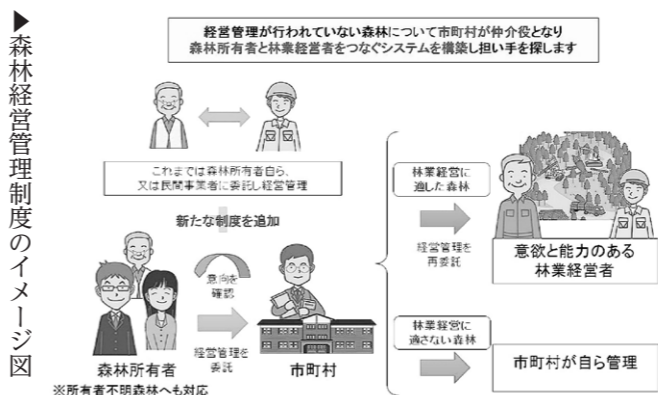
*人工林とは、人の手で植栽したスギ・ヒノキなどの森林

アンケート調査を実施

市では現在、森林経営管理制度により整備を進める対象森林の抽出作業を進めています。

令和2年度以降、森林所有者へのアンケート調査や意向調査・地元説明会などを行ない、整備を図っていく予定です。で、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農林課(内線3283)



▶森林経営管理制度のイメージ図

非常勤職員(公立保育園)の募集

- 募集人数 若干名
 - 募集要件 ①から④は保育士資格を有していること
 - 勤務場所 市内公立保育園
 - 職種、賃金、勤務日数など 下表のとおり
 - 勤務期間 令和2年4月1日から1年間
 - 応募方法 市販の履歴書に希望する職種(番号)を記入のうえ、資格(保育士証)の写しを添付し、12月20日(金)までに持参するか、郵送(当日必着)してください。
 - 面接試験 令和2年1月中旬～下旬
- *詳細は応募者に連絡します。
■郵送・問い合わせ先 保育課
(〒387-1851)千曲市
杭瀬下二丁目1番地、内線
1243

職種・賃金・勤務日数など

職種	賃金	勤務日数 / 月	勤務時間 (原則)	備考
①クラス担任保育士 (フルタイム会計年度任用職員)	月額 18万7,200円	21日	午前8時30分～午後5時15分	通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職金など各種手当有
②保育士 (パートタイム会計年度職員)	時給 1,078円	18日～21日	午前8時30分～午後4時30分 または 午前9時～午後4時	加配保育士・障害児加配保育士 通勤手当・期末手当など各種手当有 *勤務日数・勤務時間により手当の内容が変わります。
③長時間保育士	時給 1,346円	25日	午前7時～8時30分 と 午後4時30分～7時	通勤手当・期末手当など各種手当有 *勤務日数・勤務時間により手当の内容が変わります。
④登録保育士	時給 1,078円	11日以内	午前8時30分～午後4時30分 *5時間から可能	扶養の範囲内の勤務及び各保育園で必要が生じた場合に登録者へ依頼する2つの勤務方法があります。
⑤給食調理員	時給 897円	15日～21日	午前8時30分～午後4時30分	通勤手当・期末手当など各種手当有
⑥登録給食調理員		10日以内	午前8時30分～午後4時30分のうち 2時間から7時間	各保育園で必要が生じた場合に登録者へ依頼します。

令和元年度行政評価の結果

行政評価は、行政活動の目的を明確にしながら、成果指標を設定し、その施策に投入された事業費や人件費、成果物などを総合的に勘案して評価する仕組みです。また、その評価結果に基づき改善を次年度以降の施策に反映させることが重要です。

■評価の手順

施政方針に掲げた平成30年度実施の38施策84事業を対象に、担当課で施策評価表(自己評価)を作成しました。この評価を市の内部(部長会議)と外部(行政評価等外部委員会)で検証し、施策評価を確定しました。

また、施策評価と成果指標などを踏まえ、政策(総合計画に掲げた6つの基本目標と総合戦略に掲げた5つの基本目標)の進捗状況を判定しました。

■行政評価の結果

①総合計画の基本目標ごとの平成30年度平均達成率

○基本目標1(千曲の魅力で創生する賑わいと活力のあるまち) 79・4%

○基本目標2(安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち) 85・6%

○基本目標3(支え合い、だれもが健康で活躍するまち) 92・9%

○基本目標4(災害に強く、安全で心穏やかに暮らせるまち) 79・8%

○基本目標5(輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち) 74・3%

○基本目標6(協働で創る、市民主体の住みたい住み続けたまち) 79・5%

②総合戦略の基本目標ごとの平成30年度平均進捗率

○基本目標1(安定した雇用を創出する) 69・4%

○基本目標2(新しい人の流れをつくる) 70・5%

○基本目標3(若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる) 73・6%

○基本目標4(時代に合った地域をつくり地域連携を進める) 74・5%

○基本目標5(健康寿命を延ばす) 79・4%

し高齢者の社会参加を高める) 74・4%

■行政評価等外部委員会からの政策評価

○個別分野の進捗状況に差はあるものの、総合計画・総合戦略ともに概ね7割以上の達成率であり、平成29年度より達成率・達成項目が上昇・増加していることから「比較的順調」である。

○指標の目標値の設定によって、達成率が低い項目がある。目標値の設定について、妥当性を議論する必要があるのではないか。

■部長会議の総合評価

○平均達成率が概ね7割以上の達成率であり、平成29年度より達成率・達成項目が上昇・増加していることから「比較的順調」であるといえるが、個別分野によっては未達成や前年より後退した指標があり、課題もあることから、行政評価等外部委員会の意見を踏まえ、引き続き目標達成に努めることとする。



▶外部評価委員会の様子

入っていますか？ 自転車保険

自転車に乗るときには、自転車が車両であることを認識し、交通ルールを守って運転することが大切です。しかし、万一が交通事故が発生した場合には、被害者の身体や生命に生じた損害への補償を確実にしなければならないなりません。過去には、1億円近い賠償を命じられた事例が発生しています。

多額の賠償による被害者の経済的な負担を回避するため、「長野県自転車安全利用五則」が制定されました。10月1日から長野県内で自転車を運転する人(未成年の場合は保護者など)や利用事業者・貸付事業者は、自転車保険(自転車損害賠償保険等)へ加入することが義務化されました。

■保険の加入状況を確認

自転車保険には、自転車向け保険やTSマーク付帯保険のように自転車の車体に付帯した保険などさまざまなものがあります。長野県のホームページにある「自転車保険加入状況確認シート」で自転車保険の加入状況を確認してください。

■自転車のルールとマナー

自転車を安全に利用するために、自転車のルールとマナーを守りましょう。

●自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る、交差点での一時停止と安全確認

●こんな運転もやめましょう

- 運転中のスマホ・携帯電話の使用
 - 傘さし運転
 - ヘッドホンやイヤホンで音楽を聴きながらの運転
 - * 詳細は、長野県のホームページをご覧ください。
- 問い合わせ先 生活安全課(内線2242)

不妊治療に助成金を交付

市では、不妊治療を行なう夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

■助成要件

- 不妊治療を行なっている戸籍上の夫婦である。
- 医師が認める不妊治療費である。
- 助成金の交付申請日に夫婦の双方または一方が市内に1年以上住所を有する。
- 市税に滞納がない。
- 夫婦の平成30年分の所得額の合計が730万円未満である。

■助成内容

○ 不妊治療に関する医師への相談、検査、治療での自己負担額

○ 他の市町村や県から助成を受けていない期間の経費

* 一部、対象とならない経費があります。

■助成金額

○ 対象経費の2分の1以内(限度額20万円)で通算50万円まで。

■ 対象期間 4月1日～令和2

年3月31日

* 年度内1回のみ申請となります。

■申請方法

保健センターで印鑑を持参のうえ、申請書類の交付を受けてから申請してください。

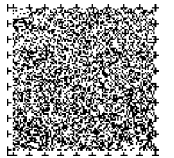
* 申請書は保健センターで必ず説明を受けてから受け取ってください。市ホームページから印刷した申請書などは使用できません。

■提出期限

令和2年3月31日(火)

■申請・問い合わせ先

健康推進課(内線2122)



償却資産の申告と土地・家屋の届け出を

【償却資産の申告】

事業用の償却資産は、固定資産税の申告の対象となります。償却資産を所有している法人や個人は、地方税法により申告が義務づけられています。

■対象 1月1日現在で市内に所在している資産で、事業用に使用しており、減価償却費として法人税または所得税法の規定により必要経費に算入できる構築物、機械、車両や運搬具(自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)、工具・備品など

*事業用や売電(一般住宅を含む)のために設置した太陽光

発電設備も対象となります。

■申告書 昨年度申告のあった法人・個人には、12月中旬に申告書を郵送します。届かない場合や新規申告の場合は、税務課に連絡してください。

*全資産申告(所有しているすべての資産を申告する方法)の場合は、申告書を送付していません。

■申告方法 申告書に記入のうえ、令和2年1月31日(金)までに税務課に持参するか、郵送(当日必着)してください。

*eLTA^{ユルタックス}Xによる電子申告も可能です。

【土地・家屋の届出】

土地・家屋に課税される固定資産税は、毎年1月1日に所有している人が納税義務者です。

■届け出が必要な事例

- 土地の用途を変更した
- 家屋を取り壊した(滅失証明書が領収書の提出が必要)
- 増改築により床面積、構造などを変更した(サニールームの増築も課税対象です)
- 登記されていない建物の所有者が変わった
- 店舗など事業用の建物を住宅に変更した、またはその逆の場合

■提出方法 12月25日(水)までに税務課または市ホームページ

ージにある「建物取り壊し・新増築報告書」または「未登記建物所有権移転報告書」に記入のうえ、税務課に提出してください。

*届出には印鑑が必要です。

*登記申請が必要になる場合は、長野地方事務局(TEL026123516611)へ相談してください。

■郵送・問い合わせ先 税務課(〒38718511千曲市杭瀬下二丁目1番地、内線1133)

使用済小型家電の無料回収を実施

小型家電の部品には、貴重な資源が含まれています。限られた資源の有効活用や、ごみの減量のため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

■日時 12月8日(日)午前8時30分～10時(雨天決行)

■会場 旧更埴庁舎第一駐車場、

旧戸倉庁舎駐車場

*新庁舎では実施しませんのでご注意ください。

■回収品目 電気や電池で動く小型電子機器や家電製品

■回収できないもの

①家電リサイクル法対象品目(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗

濯機・乾燥機・エアコン)

②フロンを使用したもの(除湿機、冷風機、製氷機等)

③事業活動に伴い排出される使用済み小型家電

■注意事項 ファンヒーターは、灯油を完全に抜いたもののみ、電気こたつは電球部分のみ、

電気カーペットや電気毛布はコードを含むコントローラー部分のみ回収できます。

*詳細は、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 廃棄物対策課(内線2231)